

# 昭和61年3月31日以前の障害厚生年金は発病日主義

S.61.4.1

新法 (S.61.4.1以降)

発病日 初診日

障害認定日

厚生年金加入

厚生年金加入中 (在職中) に初診日があるので障害厚生年金請求可能

旧法 (S.61.3.31以前)

発病日

初診日

厚生年金加入

厚生年金加入

厚生年金加入中に発病日があるので障害厚生年金請求可能

発病日

初診日

厚生年金加入

厚生年金加入

厚生年金加入中に発病日がないので障害厚生年金請求不可

(この場合、障害基礎年金も請求不可)